

有業者として数の多いバター二二九人の中で買ひ求めるものは一五七人に上り、貰つた物を食するもの六二人、不明七人である。即ちバターの中で六割八分五厘に當るものは只の飯を喰はないのである。

亦、乞食拾九人の中で主食物を買ひ求めるもの一人を見る、之が事實ならその乞食は現金専門の「ケンタ」であらう。尙ほ無業で野宿しながら主食物を買ひ求めるもの八人に上つてゐる。此の以外の者で主食物を買ひ求める者は別表に業態別で掲ぐる如くである。

主として食物を貰ふもの、バター二二九人の中で喰ひ物を貰ふもの六拾二人に上る。即ち三割一分五厘に當るものは只の食物で生きてゐる。乞食は拾九人の中で拾八人まで無業者は四拾四人の中に不詳五人と前述の買ふもの八人を除いた二拾九人の者は何れも只の食物で生きてゐる。此の以外の者と貰ひ物に依る業態別は是又別表を一覽されたい。

主として食物を買ひ求めるもの

- (一) 食物の種類と採食の場所を見ると次の如くである。
- (二) うどん屋にて一人 (三) 飯屋にて四二人 (四) 食堂にて二二〇人 (五) パン屋にて三 (六) 自炊によるもの四三人 (六) 軍隊排下の残飯七人 (七) 飯屋の残飯五人

主として食物を貰ふもの  
(一) 諸々方々から一七人 (二) 徘徊地域から出る残飯に依るもの三八人 (三) 飯屋から出る残飯 (四) 薬者屋から出る残食物 (五) 芥箱から喰ひ物を探り出すもの八人 (六) づけの二度貰ひ八人 (七) 市場から出る残物二人 (八) 料理屋から出る残食物十人等である。

註「づけ」の二度貰ひと云ふのはルンペンの中には残食物の供給先が固く定めて在る。之を俗に繩張りと言ふ。此の繩張りは他の者が侵かせない。然るに此の繩張りを有する者が己れだけで喰ひ切れぬほど残食物が多分に出ると其の餘つた分を繩張りをもたない輩らに分けて與へるのが「づけ」の二度貰ひと云ふ。

茲に食物攝取の状態を一覽表で掲げると左の如くである。

主と	買て		者		計	主と		食物攝取状況	現職業別	比率
	男	女	男	女		男	女			
うどん屋にて	1				1			ヤ	バ	1.0%
飯屋にて	4	4			8			子	輕	3.6%
食堂にて	2	1			3			夫	土	1.1%
パン屋にて	3				3			人	夜	1.1%
自炊	1	1			2			ト	服	0.8%
軍隊の拂下	1				1			ト	手	0.8%
めし屋の残飯	1				1			ト	作	0.8%
計	10	10			20			ト	業	6.9%
諸々方々にて	3	3			6			ト	左	2.3%
近所の残飯	1	1			2			ト	公	0.8%
めし屋のづけ	1	1			2			ト	手	0.8%
薬者屋のづけ	1	1			2			ト	掛	0.8%
	1	1			2			ト	直	0.8%
	1	1			2			ト	行	0.8%
	1	1			2			ト	辻	0.8%
	1	1			2			ト	雑	0.8%
	1	1			2			ト	乞	0.8%
	1	1			2			ト	無	0.8%
	1	1			2			ト	不	0.8%
	1	1			2			ト	男	0.8%
	1	1			2			ト	計	0.8%
	1	1			2			ト	率	0.8%



計	映畫、芝居		普樂		菓子類		讀書		魚釣		裁縫		不明	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	三	三	二	二	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一
不明	六	六	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	九	九	四	四	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二
割合	六四	六四	二九	二九	二九	二九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
実数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
比例	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
不明	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第拾四節 犯罪及處罰の有無

三百六拾三人の中で警察犯處罰令又は刑法其の他の法令に依り處罰されたる者の有無を尋ねるに、素々身分に關する秘事であるから、會て處罰された者でも黙秘して申告せざる者も幾分かはある。然し、被處罰者であることを率直に告白せるものは次の如き數に上つたのである。

處罰されたる者	實數	比例
處罰を受けたることなきもの	一〇三	二八、四〇
不明	二五六	七〇、一五
合計	三六三	一〇〇、〇〇

處罰をされた者の罪質を見るに警察犯處罰令其の他の法規に依り拘留に處せられた者が最も多く、被處罰者一〇三人の中で拘留八八人その比例は八五、三〇%に當る。之等残りの拾五人は拘留以外の被處罰者にして(一)窃盜一〇人(二)選舉違犯一人(三)傷害一人(四)恐喝一人(五)横領一人(六)思想犯一人等である。

彼の拘留に處せられた者の被處罰數を調べると(一)壹回のもの三五人(二)二回のもの二三人(三)三回のもの一四人(四)四回のもの六人(五)五回のもの四人(六)拾回のもの一人(七)拾壹回のもの五人を見る。かくの如く回数が多いもの言ひ換へれば拘留の前科の比較的が多いのは生活の困難から又は貧しいので搔拂ひなどを爲し其れが常習的になつた者とか又はルンペン仲間で「チヨボ一」だの「波形」と唱へる賭博を犯したり或は無錢飲食を爲したるもの等その罪質に於ては刑法犯ではあるが概ね微罪であるから警察犯處罰令第一條の三項に當てはめて拘留に處するのである。而して拘留懲役罰金等その何れにせよ處罰を受けたる者と年齢を見るに、二拾歳以下の者はその四割一分まで處罰を受けてゐる。

二二歳——三〇歳までのものが三割四分七厘に當るまで所謂前科者であり、三二歳——四〇歳までのものは二割九分まで處罰されたもので、四一歳から五〇歳までのものは三割九分、五一——六〇歳までのものは一割七分九厘、六一——七〇歳までのものは一割五分二厘、七拾一歳以上の者は總數九人の中で一人だけ處罰されてゐる。斯うして年少の者だの血氣なもの又は働らき盛りの者に前科者が割合に多く、年の長けるに伴ひ前科者が少ない。要するに「浮浪は罪惡の母なり」と云ふ諺言を如實に現はしてゐる。茲に性別並に年齢別に依り、罪名、拘留の回数等を左に表はし、浮浪の群れが如何に罪惡の渦に捲かれてゐるかを知られたい。

因に女浮浪者二拾一人の中で二人だけ拘留に處せられてゐる。之は彼の社會で「ゴウカヒヤ」或は「ヒキ」やと唱へる下等の街娼が、密賣淫によつて處罰されたもので二人とも四拾一歳から五拾歳の者である。

犯罪及處罰の有無

年齢別	犯罪の有無			比率%
	無	有	不明	
	女	男	女	
三歳以下	二	八	一	
三—三歳	三	三	一	
三—四歳	三	三	一	
四—五歳	三	三	一	
五—六歳	三	三	一	
六—七歳	九	三	一	
七歳以上	一	一	一	
小計	三三	三三	一〇	一〇〇
合計	三三	三三	一〇	一〇〇

被處罰者の犯罪名處罰種類及回数

犯罪名	回数		比率%
	女	男	
一回	二	三	一〇
二回	三	三	一〇
三回	三	三	一〇
四回	三	三	一〇
五回	三	三	一〇
六回	三	三	一〇
七回	三	三	一〇
八回	三	三	一〇
九回	三	三	一〇
十回	三	三	一〇
十回以上	三	三	一〇
小計	三〇	三〇	一〇〇
合計	三〇	三〇	一〇〇

第拾五節 將來の希望

浮浪から野宿にまで零落せる者でも將來に對する希望を懐いて居るべき筈である。之につき三百六拾三人の將來の希望を調べると、最も多きは定職に就きたいと云ふ希望のもので、即ち(一)定職に就きたいもの一五人にして比例は三割一分六厘に當り(二)運命觀から乎、夫れとも人らしい意氣を喪へるものか兎にかく更生の意志がなく現狀に甘んずると云ふもの七四人に上り、比例は二割に當る(三)商業を営みたいと云ふもので之は寧ろ行商でもよいと云ふもの四拾九人比例一割五分に上る(四)歸國したいと云ふもの之等は概ね大東京の都會生活に困憊した揚句に故郷が懐かしいもので之が三二人比例は八分八厘に當り(五)元の職業に復したいと云ふもの二七人比例四分七厘に當る(六)衰れにも養老院に入りたいと云ふもの十六人比例四分四厘(七)病氣全快後に定職に就きたい一人比例三分に當る。此の他では只管に救濟を乞ふもの六人、體を動かさずに出來る居職を望むもの五人、子供の成長と出世を待ち世の中に立ちたいと云ふもの四人、親族を頼り救ひを求めたいと云ふもの三人、家庭を持ち生活を固めたいもの二人であり、藝人になりたい、賣卜者になりたい看護婦になりたい、復縁して元の夫と一緒にいたい等々各一人づゝである。茲に年齢別に依り將來の希望を表はすと左の如くである。

將來の希望

現狀に甘んず	希望		比率%
	女	男	
以下	一	三	一〇
三歳	一	三	一〇
四歳	一	七	一〇
五歳	一	五	一〇
六歳	一	七	一〇
七歳	一	七	一〇
七歳以上	一	一	一〇
小計	三	三	一〇
合計	三	三	一〇



浮浪ヲ脱セザル理由

七〇

理由	性別		合計	比率%
	男	女		
以二〇歳以下	一	六	七	一・九
三〇歳	三	一	四	一〇・八
四〇歳	二	二	四	一〇・八
五〇歳	三	一	四	一〇・八
六〇歳	二	二	四	一〇・八
七〇歳	一	一	二	五・六
以七一歳以上	一	一	二	五・六
男女計	一七	一七	三四	九二・九
合計	一七	一七	三四	九二・九

理由	性別		合計	比率%
	男	女		
孤獨ノ爲	一	一	二	五・六
無能ナル爲	一	一	二	五・六
意志薄弱ナル爲	一	一	二	五・六
自暴自棄	一	一	二	五・六
怠惰性ノ爲	一	一	二	五・六
仕事嫌ヒノ爲	一	一	二	五・六
不具癡疾ノ爲	一	一	二	五・六
老衰ノ爲	一	一	二	五・六
病氣ノ爲	一	一	二	五・六
歸郷出來又爲	一	一	二	五・六
更生資金ナキ爲	一	一	二	五・六
職ナキナル爲	一	一	二	五・六
理由別	一七	一七	三四	九二・九
合計	一七	一七	三四	九二・九

理由	性別		合計	比率%
	男	女		
不	一	一	二	五・六
酒癖ノ爲	一	一	二	五・六
計	一七	一七	三四	九二・九
不明	一	一	二	五・六
合計	一七	一七	三四	九二・九

七一

## 第三章 時代的に観る浮浪者と其の救護施設

### 第一節 上古時代と浮浪者の存否

#### 一 社會階級と窮民

吾人は現在を知ると共にまた過去を知り將來へ進むべき指針を求めねばならぬ。而して過去を知るは歴史であつて、即ち、歴史は過去に屬する經驗の記録であるが、人類の社會に起つた生活の状態を記録せる歴史の中で、特に經濟問題を經とし、更に、政治的關係を偉として起る貧困問題を知るには歴史の一分科である社會史に據るべきであらう。茲に我國の社會史を見るに貧困に陥つて自活の出来ない窮民の生活状態だの或は宿るに家なき浮浪者など、かうした貧困その他の事情から窮境に呻ぐ者の有様と、此等に對する救濟保護の施設に就て、史籍に表はれたものを時代的に夫々と説くことにする。

我國の歴史を時代的に觀ると、神武天皇御即位より皇極天皇の朝に至る一千三百四年の間を上古時代と云ふ。此の時代の社會は氏族制度を以て組織されたもので、此の氏族なるものは共同の祖先を有し又は有すると信するものが同じ氏を稱し、斯くして團體的に活動したのである。其處で團體的活動をなすには内部に何等かの組織がなくてはならぬ。其れには氏によつて多少の相違はあつても、大體に於て何れの氏にも「氏の上」と稱し又の稱を「うぢのおさ」或は「うぢのかみ」など云ふ支配者があつて。之に従屬する者を「氏人」と唱へ、各氏人の家に於ては家長が家族を支配した。其れから氏人には「部」又は「伴」と云ふ部民が附隨し、更に其の下に「奴」が隸屬してゐた。斯の如く當時の社會階級は(一)氏の上(二)氏人(三)部民(四)奴の四つに分れてゐたが尙ほ此の氏族制度の組織を解剖すると、一の「氏の上」は本家であり、この「氏人」は分家に等しいもので、三の「部」は氏人の家人として從屬するもので四の「奴」は勿論最下層のも

ので上層者に隸屬して働く奴婢であつて、氏の上と氏人は自由民であり部民は半自由民で奴は不自由民であつた。此等四つの階級を通して各氏何れも團體的に活動したもので、即ち、近親相扶け隣保互に助け合ひまた上下共に警めると云ふ所謂五保の生活が営まれたもので姓序考を調べると、氏の上の系統の一例では阿部氏と云ふ氏の上から分派されて、氏人となつたものに阿部志斐、阿部間人阿部長田、阿部陸奥等がある。故に氏の上の階級であつた平群氏、大伴氏、物部氏、蘇我氏、その他の雄族からどれだけ多くの氏人を出したかは想像するに難くはない。

次に氏族制度時代に於ける經濟上の關係を見ると各氏は概ね専門の職業又は職務を有し部民を率いて之に當り、直接の勞働は大抵部民と奴が従事したのである。而して氏はその氏全體として共同的産體を組織したかどうかは明らかでないが蓋し當時と雖も同一の氏に屬するものが凡て一緒に居つた譯ではなく、各地に散在し各々相分れて家を成し生活を營むので、全體が一の經濟單位を構成したものは考へられない。其れならば經濟關係はどの様であつたかと云へば經濟の單位は同一地域に於ける同一の氏と之に附隨せる部民と更に「奴」とが地域的に團結して、此の團體が一の經濟單位となり自給自足の經濟生活を營むものらしい。斯る社會組織と經濟關係の時代であつても豪族諸雄の間に政權の爭奪だの勢力の摩擦はあつたが、經濟的には自給を以て足りたもの乎、其れとも史家が研究を凝らしても、そうした事實を掴めないもの乎、何れにするも宿るに家なき浮浪者等の存否については皇紀千二百年頃までは史籍に載つてゐない。

#### 二 窮民と其の救濟施設

その頃に於ける濟民救世の事業としての社會施設と其の存否を見ると、推古天皇の朝に、聖德太子は今の大阪の地に四天王寺を設けらる。其の一つは敬田院と號し更に乾の角に施藥院を建て、良の角には悲田院を北の中間には療病院を設けらる。敬田院は庶民の教化を司る所であり、施藥院は庶民の請に應じて藥を施與し、療病院は一切男女無縁の病者を收容して之に醫藥を與へる施設であり、悲田院は鰥寡孤獨の窮民だの無頼の徒を收容する所であつて、其の中の健康者は四院に配屬させ何れも難事に使役したのである。斯る記録に據ると氏族制度を根柢となせる團體生活も此頃になると漸く搖ぎ

出して經濟關係の上にも變調を來し、會ては團體と自給による生活が出来た者でも、其の範疇から刎ね出されて落伍者が現はれる。かうした落伍者の中には家を離れ郷土を去り、加之ならず職業を失ふもの、或は疾病その他の生理的缺陷に因り働くことの出来ないもの、又は流轉の境涯に彷徨よう浮浪者などは、どうしても救ひの絆に縋らねば生きて行くことの出来ないもので、當時既に斯る無告の窮民が出るので聖德太子は此の悲しむべき世相を氣遣はれ救貧事業を創められたのである。

## 第二節 中古時代と浮浪者

### 一 浮浪者の取締法

皇極天皇の朝皇紀一三〇五年に至り權臣蘇我氏の滅亡を以て上古時代は終りとなり、其の以降皇紀一四三五年までを中古時代と云ふ。此の中古時代の初めに當る孝德天皇の大化二年正月詔されて大化の革新が行はれた。而して此の大化の革新は古代日本に於ける社會變革の一表徴であつて、斯の如き新らしき制度の主なる意義を擧ぐれば、第一に革新以前には「氏の上」と唱へる氏族長は土地と民衆を私有してゐた。即ち、其の當時に於ける經濟的基礎をなせる土地は私有であつたのに、此の土地を國家に取上げて國有としたので、政治も中央集權となる。第二は班田收授の制度を實施して國有にした土地を更めて民衆に班けた。其れは先づ戸籍を定めて男子一人に對し土地二段女子一人に其の三分の二宛を班け與へ耕作させたのである。土地一段から收獲する概は七斗二升にして此の内から二斗二升の本税を納めさせ、此の以外に種々の形式で加附税を徴收され尙ほ調庸の制度によつて絹布太絹を徴され、絹は土地一町につき一丈であり四町で壹疋の割合であり、太絹は土地一町に壹疋の割合で徴收され、尙ほ官馬、仕丁采女等の負擔を課せられた。例へば二百戸毎に馬一頭を輸し之を馬以外の物で代償する場合には一戸で布一丈二尺を納めねばならぬ。

第三は氏族階級の崩壊であつて半自由民の部民は一部分を残して概ね解放されて自由民となり、解放されずに不自由民の儘で措かれたのは「奴」である。斯うした革新の後には民衆生活の上に大きな變動の波が現はれるのも已むを得ない。そも、氏族時代は社會上及び經濟上に於ける一單位は個人ではなく、其の氏族群團を以て一單位としたもので従つて彼等の中には我もなく彼れもなく、公平無私に機會均等の生活が出来た。然るに大化革新後は在來の氏族長以外に官選の首長が現はれたので、民衆の義務は二重となり、血統的關係のある氏族長以外に官僚的首長に對しても勞働を負擔し尙ほ血統的の長と官僚の長の双方に對し一は運上の意味で又一つには租税を課されるので、被支配階級の民衆は此の經濟的重壓に堪へないで段々と貧弱に陥り、遂には支配階級と被支配階級の間に反目と不平が培はれたが民衆の窮迫が酷くなると此處に漸く浮浪者の問題が起つてくる。

天武天皇の五年（皇紀一三三七年）には詔せられて浮浪者の取締が行はれた。亦、七年には暴漢に對する取締が行はれる。前者は民衆の中で本籍地を脱して浮浪人となる者があるので之を捉らへて本籍地に送還し課役を科するのである。後者は邑里に亂暴者が多くなつたので上下相警めて此等の不良人物を除くのであつて、斯の如く浮浪者と暴漢の取締が行はれる所以は、要するに時代の社會組織殊に家族制度が當時の民衆生活に適合しないのであつて、其れは大化の革新が行はれ其の形式に於ては氏族制度を破壊して民衆を國家組織の有機要素として一様に觀やうとしたのであるが、傳統と習慣とは斯る理想を實現するに容易でなく、民衆は依然として階級の重壓下に呻き、氏族制度の殘影とも云ふべき大家族制度の桎梏によつて生活の自由は阻まれてゐた。即ち、大家族制度は家族を抱擁して其れを社會の一單位としたもので其處に個人と云ふものを認めない。故に家族のために個人が犠牲となるのである。之等の日の家族制度を研究する學者の説によれば、中古時代に入つても其の初期に於ては一戸當り民家の家族平均人數は五拾人と云つてゐるが、當時の家族制度を知る一つの資料は奈良正倉院に「御野」美濃國屑縣屑々里の戸籍で國造大庭氏の分が完全に保存されて在る。之によると大庭氏の世帯人員は總て九拾六人に上り、此内で良口と稱する血統的のものが三拾七人で、賤口と唱へる非血統的のものが五拾九人であつて、此の賤口は概ね舊部民と奴などで家長は斯る多數の者を統率して生活を營めるのである。亦、筑前國嶋郡川



邊里の戸籍が断片的に残つてゐて一家の人口百二拾四人に上り、此内三拾六人は賤口である。そうして此の家の班田は拾三町六段百三拾歩であつた。かくの如き大家族のあつたのは大化革新の制度が實施されてから五拾六年に當る大寶二年のことである。而して彼の班田收授の制に依れば男子一人につき土地二反女子は其の三分の二宛を班け與へるのが原則ではあるが、此の大寶二年の班田と實際を見ると、前述の如く筑前國川邊里の一家百二拾四人に對する受田反別は拾三町六段百二拾歩であつて、一人當り一段三拾歩に過ぎない。之を制度に依る反別に較べると男女合せて一人當り百七拾歩の不足であつて、此の一事例をもつて他を推すも年を経るに従ひ原則通りに班田の實行されない事が領かれる。之を要するに年毎に人口は増加するのであり、殊に畿内地方は人口の過剰に苦しめられても之に班け與へる土地が不足であつて、折角の新らしい制度と理想も實際では誤謬を現はしてきた。亦、受田の側では規則通りに土地の割付がないので生産にくるひを來すのと重税の負擔に堪へないと云ふ經濟上の關係から本貫(本籍)を脱走して他郷に奔るもの又は未懇地を覘つて逃げて行くものがあり、亦、寧樂の都に新しく首都が設けられ東大寺その他の寺院が建立されて、此の大工事に働く役夫は何れも各地から大和に集めた者であるが、連日の勞働に疲憊して出奔するものが續出し故郷に歸へる途中で浮浪化したり、行倒れたりするものが少なくなかつた。

政府は此等脱走者の中で造都に従事したもので逃亡の途中で飢へに悩むもの行倒れとなつたものは、國司に命じて救恤させ死亡した者は埋葬してその名を本貫に通知させた。亦、造都使役に關係のない本貫脱走者に對しては二つの處置を施した。

其の一つの處置は「他逃」と唱へ脱走後逗留せる場所又は一時凌ぎの居所に於て寄留の届出をしないもので中には住所不定の浮浪者も含まれてゐる。亦、一つのもは「他在」と云ひ他郷へ奔つても其處で寄留届をしたもので、前者の「他逃」は調庸の義務を免れやうとする概ね浮浪化のものとして看做してよい。後者は「他在」課せられた調庸の義務に服するものである。

當局は彼の他逃に對しては和銅八年(皇紀一三三七年)五月に浮浪せるものが三月以上同一の場所に逗留してゐると「土斷」して公課の義務に服させる。土斷とは現に居る地を土着と斷定したのである。

## 二 本貫脱走と浮浪者

當局が斯うして本貫脱走者を取締るのも畢竟するに脱税を防ぐのが目的であらう。處で、その當時に生活苦から又はその他の事情から本貫を逃げ去るものは、どの位ひの數に及むたものか全體的には判然しないが、たゞ断片的にその數を知り、そうして全體を推し量るより知り得る途がない。茲に脱走者とその數につき二三の例を擧げて見やう。

山背愛宕郡下里臣出雲某の戸籍は世帯人員三拾三人であるが、此内で男女脱走者は拾一人の多數に上つてゐる。之を觀ても當時如何に脱走者の多いかと到る。

而して此の中古時代に本貫を脱走して「他逃」となつた者で、果して住所不定のものとなり又は生業なくして浮浪した者があらうか之に就ては次の一例を見ると浮浪者のあつたことが肯定される。

天平勝寶二年(皇紀一四一〇年)二月太政官から奈良東大寺へ施入した「奴」と「婢」は各々百人宛合せて貳百人である。此内で養老から天平の年代にかけ住所不定で生業なく諸方を徘徊してゐた浮浪の者は奴婢を合せて拾四人であつた。此等のものは何れも彷徨してゐた處を捕はれて、不自由民に墮され寺院で使役された。

中古期に入つてから約百五拾年を過ると平安愛都となり、茲に絢爛華美の平安朝時代となる。此の平安朝時代は四百年の永きに亘り政治的には王政から武家政治に移る過渡期であり之を政權の所在によつて觀るも(一)親政の時代(二)藤原氏の攝關時代(三)院政時代(四)武家政治の時代と斯の如く政權の變動が四度に及ぶのである。従つて政治の上にも將又經濟的にも更に社會の上にも其の度毎に變遷が現はれた。皇紀一四七〇年嵯峨天皇の朝に官制を改めて、大化革新以前と同様に國司を世襲にしたので、反つて種々の弊風が生み出された。之を社會の上について觀ると貧しき民を救ふに際しては國司郡司等は救済に籍口して私腹を肥し、亦、當代の初期に比較すると租税は倍額に上り、剩さへ地方官は税金を

私しする者が續出せる有様であるから、庶民は疲弊せざるを得ないのである。其處で經濟的の重壓に堪へない者は租税を免れやうとして常住の地を逃げ去り浮浪となつて奥羽地方へまで流れ行くものさへあつた。處が、此の地方の官吏は此の浮浪民に對し「土斷」の處置を施し重税を課したので浮浪の輩らが一國となつて反抗運動を起した。その當時に常住の地を逃避する者の如何に多いかと云ふ事實を物語る一つの例を引くと、伊勢の國司が庶民に勞役を課したるに之に應ずる者が意外に少ないので國內の各郡司に命じて調査すると、何れかへ逃避して姿を晦ました者が多くその中には死亡を裝ひ戸籍を除き何れかへ姿を晦まし斯くして莊園の「奴」に墮するものさへある。其の以後に至つても逃亡者は益々多く如之。皇紀一四六六年頃から打續く飢饉と疫病は、どれだけ多くの窮民を出し、延ひては家なき浮浪漂泊の徒を生み出せるかは十分に想像が出来る。

如上の社會情勢であるから既に神龜天平の頃には僧行基は諸國に行脚して、窮民のために布施屋を設け之を慈悲宿と唱へ、家なく又宿るに窮する輩らを泊める施設を營ませ、平安朝時代に入つては僧最澄は勸進して信濃に廣濟廣極の二院を建立し是又慈悲宿を營ませた。以後碩徳高僧は善根宿を營み或は雪降る國の山間に助小屋を置く等、夫々と窮民浮浪の徒を救助せるのであつた。而して其の餘徳は後世に及ぼし、奥羽地方の山間に尙ほ助小屋は存したのである。

藤原氏が攝政となり所謂攝關時代となつたのは、皇紀一五一八年清和天皇の朝であつた。此の當時になると佛教は愈々興隆し、學問は獎勵され文教旺盛の時代とはなつたが、政治に缺陷があつたものと見へ民衆の困窮に陥るもの多く、京都に於ける戸口の減少と其の事例を見るに、身分のあるもので左京百七拾九戸、右京で百三拾七戸、尙ほ庶民階級が七百拾三戸、合計千二百拾九戸は何れも絶戸となつたが、之は課税その他の生活苦から都を離れて何處かへ行方を晦ましたものである。扱て、重い課税を免がれやうとするもの又はその日の生活に行詰つた人々が群をなし地方に落ち行き其處彼處を漂泊して、生活の根據が不定であると云ふ慘めなものが多いのと、其れから當時災厄に襲はれて憂目に出合つたものが少なくない。其れは旱魃が續いたので、米價は空前の高値となり貞觀八年（皇紀一五二六年）には米一升二拾二文で

あつたものが四拾文となり、翌九年には新錢百四拾文に飛び上つたので、政府は常平倉を開いて官米一升新錢八文で廉賣した、然るに政府は反面に於ては増税を行ひ、京畿地方では從來土地一段歩から稻一束と一把を徵收したのに之を三束に改めた。斯る折柄に疫病が流行したので、民衆の貧しさと恐怖と更に苦痛の輪は一層と大きくなり、此等の事情から到る所に盜賊が群起しました家なき浮浪民が多くなつた。

大化の革新で土地は國有となり班田制度は行されたが、以後、國內の人口は漸次増加するの之に班田すべき土地は次第に不足を告げ、規則通りに班田が出来ないので、更に地方の豪族と諸雄は勢力の有るにまかせ、縦まに土地の私有しと兼併を企てるので、平安朝に入つてから間もなく班田制度は崩れ出し、何時とはなく此の制度は立ち消へとなつた。而て二百年を通して政權を握つてゐた彼の攝關政治も倒壊して其れから行はれた院政も時の勢いと世の波に洗はれて政權は遂に武門に移つたのである。

### 三 窮民及び浮浪者と其の救済施設

大化の革新から平氏の滅亡に至るまで五百四拾年間（皇紀一三〇五年、一八四五年）迄は中古時代であるから前段に於て此の時代の浮浪者問題を重點とし、斯くして下層社會の生活概觀を説いたのである。而して是より此時代に於ける貧窮民に對する社會施設の状態につき其の主なるを述べて見やう。

文武天皇の大寶元年（皇紀一三六一年）に大寶令成る、其戸令中には先づ不具者の類、惡疾癲狂等を救済する法を定め、次に鰥寡孤獨貧窮老疾のものを救ふべく此等の者に對しては近親及び坊里をして收養安恤せしめ、更に行旅病者に對しては當界の郡司之を收容し、村里に引渡し村里は之に醫療を加へ其の治癒を俟つて前住地へ（移送）せしめた。

次に義倉制度を行ひて貧民を賑はさる、此の義倉は田租の外に米粟を收めて窮民の救恤に備ふるのである。所謂富を分ちて貧を賑はすと云ふ意義から義倉と云ふ。

聖武天皇の天平二年（皇紀一三九〇年）に皇后職を設置し、特に施藥院使、判官、主典守等の職を設く、蓋し該制度は

光明皇后の建設に依るのであつて、皇后天資仁慈に富み、悲田、施藥の二院を設けられ國中の飢病者を普く療養せしむる等、佛教の興隆を計ると共に、慈惠救済の事業を作振さる、孝謙天皇の寶字元年（皇紀一四一七年）普ねく疾病及び貧窮民を救はるため懇田一百町を大和國添上郡の山階寺に賜はり施藥の費に當てらる。

### 第三節 近古時代と浮浪者

#### 一 鎌倉時代の浮浪者と其の施設

中古時代を方さに終らうとする頃から、源頼朝は漸く權勢を占むるやうになり、その擧句は治承四年（皇紀一八四〇年）鎌倉に侍所を設け茲に鎌倉幕府の基礎がつくられて此の秋を以て中古時代は経過したのである。而して次に近古時代となりての源家三代三拾九年の間に於て史籍に表はれる問題は干戈を交へる戦亂と將軍家の内訌と摩擦などが記録され、民衆生活と關係の深い社會問題は載つてゐない。従つて社會の暗黒面は窺ひ知ることが出来ない。

建仁二年（皇紀一八五一年）北條時政執權となり政權は實質的に北條氏の握むところとなる。以後、北條氏の執權時代に於ける民衆生活は如何なる有様であつたかと云へば、平安時代に較べると幾らか安堵の生活をなしたやうに見られる。

平安朝時代から社會的に一つの瘤となつてゐた盜賊は當代に入つても出沒し、鎌倉よりも京都のほうに被害が上り、盜賊の中には公卿の子弟だの破戒僧と浮浪者その他で數拾人一團となつて臆面もなく松明をとぼして官衙寺院民家等に押入り強盜を爲し人を殺傷して已まなかつた。

安貞元年（皇紀一八八一年）から飢饉の徵候が現はれて、寛喜二年（一八九〇年）になると、未脣有とも云ふべき大飢饉となる。即ち、親子飢に泣き貧しき者は飢渴して街衢にさすらい慘狀をきわむるので、幕府は米穀を給與して漸く當面の難澁者を救つた。

同年六月になると屢々地震が起り、亦、美濃國生津在藤田莊、武藏國金澤莊などには不時に雪が降り眞夏の七月に霜が

降り八月には霖雨と暴風があつて田畑は悉く不作で飢に墮れるものが多い。

斯る天災に襲はれたので京都では無宿の浮浪者が續出し、亦「凡下」と稱する庶民の中には食物に有つけないで瘦せた姿で市井を彷徨ひ、その擧句に餓死するもの多く其の屍は街路に累々として横はり慘鼻の態は名狀の出来ない有様である亦、地方農民の中には飢に悩むので常住の地を離れて遠近の知邊を頼りに救ひを求めものがある。

幕府はかうした難澁の者には旅費を給與し更に消極的の救済ではあるが、浮浪の輩らが辿り歩く、街道筋に給食所を設けて食事を侷めた。其の一例を擧ぐると美濃國河原の驛を通る窮民に食物を與へ草鞋を呉れて一時の凌ぎをつけてやつた。

幕府は更に寛喜三年三月に令を發して「出舉米」の償還を免除又は猶豫した。そも、出舉米と云ふは幕府から貧農に貸與せる米のことで、即ち、此の貸附米の償還を免除したり猶豫し、尙ほ現代語で云へば生業資金を貸附たが、之を以て猶も困憊の輪を縮めることの出来ないもの限り、已むを得ず暫く容認したのは人身賣買の制度である。

然しその後に至り經濟状態が舊に復するを俟ち、延應元年（皇紀一八九九年）五月に斷然と人身賣買を禁止したのである。

寛喜の大飢饉に當つて幕府の執つた救済方法は大體以上の通りであつたが、此の飢饉は地方到る所に禍ひをあたへ疾病を醸し出して續々と死者を見るのであつた。

處で、斯うした自然の脅威の及ぶ一つの禍ひとして見るべきは、貧困だの浮浪から此等のものが盜賊化するもの多く、貞永元年（皇紀一八九二年）に布告して諸國の守護地頭に厳しく取締させたが、結局、浮浪者に對しては歸農を奨めるに過ぎない。此れを後世徳川幕府の爲せる浮浪者救護施設と較べれば此の鎌倉時代に於ける爲政者は、民衆に對する徹底した理解と同情のなかつたことを知り得るのである。

北條時宗執權職となるや勇斷果決にして能く諸政を斷行すると共に、一面窮民の生活苦に深く同情を寄せ屢々賑恤を行なつたが、遂に療病舎を設け、その資に充てるため上野大忍の莊を附して病者を收容救護したのである。當時、鎌倉極

樂寺の僧忍性は時宗の此舉を大に賛しその事業を助け、時宗死後も尚ほ療養舎の事に従ひ、かくすること前後二拾年に及び其の救療者五萬七千餘人に上り、世人は敬慕して醫王如來と呼びた。亦、乞食、浮浪の徒を收容する屋舎五ヶ所を設け、尚ほ盲者を救ひ棄兒を助けて養育した。更に動物愛護の上から病馬の療舎を設け、その他民衆の便利を計り橋梁を架すること百八拾九橋に達し、伽藍の修繕八拾三ヶ所に上る永仁二年勅を奉じて天王寺の主務となるや、俸祿を棄て、悲田敬田の二院を再興した。斯の如く忍性の救濟事業に盡せる功は大なるものである。

## 二 室町時代の浮浪者と其の施設

室町時代は年を経る毎に社會組織に動搖を來した。其れは先づ第一に「下剋上」の趨勢が馴致されて昔からの家柄門閥は最早問題ではなく、實力をもつ者に權力が移り上層の者が下層の輩に蹴落されて權力と地位を奪はれた。そも、斯る下剋上を現はしたのも尊氏が群雄に利を啖はせて天下を占めたので、諸大名の勢力が強大となり中央政府の威力が衰へたのである。剩さへ幕府にも内訌が絶へないで權勢の争ひに日も惟らざる暗闘を生してゐるのに將軍は之を陶冶統制するの實力がないので、政治に社會の上に破綻を生じ遂には社會の結合に龜裂が這入つたので、古來因襲と掟の力で下層の者は上層階級に服従するのが本分であつたのに、此の結合と秩序が弛むと共に「下が上に刺る」と云ふ倒錯的の社會が現はれた。要するに權力が下に移り之を臂に政治の上に就て觀るも、將軍の權力は管領に移り、管領の權力は家老に移る。亦、地方の官制は本官を正員と云ひ此の本官の代理者を代官と呼びだが、正員の實權も次第に下の代官に移り守護から守護代に移り、後には段々と實權が下に移つて代官のその又下にゐる「又代」若くは手代等の下級者が實際的には權力を揮ふのであつた。斯る下剋上の社會であるから普ねく善政の行はれる筈もなく、秩序は紊亂し思想は悪化に傾むき、一般民衆の上にも下剋上が浸潤して富者の壓迫を蒙つてゐた下層民も上層階級に反抗して、所謂長いものに捲かれてゐない。故に貧しくて常に生活難に惱める輩は徒黨を結んで諸方に蜂起し掠奪を行ふに至つた。

當代に於て初めて一揆の起つたのは義教將軍の正長元年（皇紀二〇八八年）で、貧民は「徳政」と唱へ非常手段で京都の質屋、酒屋、寺院等を襲ひ財貨を奪つたので、此の一揆は地方に波及して拾數年に亘り各地に暴動が起きた。其の重なるものは永享二年、播磨、伊勢に、同四年に大和に於て同五年に近江草津では馬借り騒動が起り嘉吉元年には京都に蜂起した。此のときは諸方から京都に押寄せたものと京都在住の窮民が加はり、此等の暴民化せる者の數は、鳥羽街道、東山、西八條、丹波口、その他の場所に蝟集するもの約八千人に上つた。此の多數の暴民は拾六ヶ所の陣營を設け、市中の其處彼處の家々を焼拂ひ掠奪を縱まゝにした。正長元年義教が將軍職に就てより此の嘉吉元年に至るまで拾三年間に亘り一揆騒ぎが續いたが嘉吉三年二月に張本人等は誅戮されて漸く鎮まつた、文明年間になると又も京都を中心に各地に於て徳政を標榜して一揆が蜂起して良民を惱ました。その一二の例を擧ぐると河内國では借金を償却しないで債務破棄を宣言した。そうして質物等は禮錢と唱へ二文だけ借方が出して質物をどしどしと取返し、又會て土地賣買の關係者は二十一年前に溯及して賣買を無効に歸し、買主から土地を本貫、即ち賣主に返還させた。亦、奈良地方では借金は元利計算なしで元金の三分の一を拂へば借金の虜りがつく、當時は既に義政が將軍の職に在つたが、幕府は斯の如き不法の所爲を放任が出来ないので、法令を發して取締つたが威力のない幕府の命には應じないので、後には黙許するより仕方がなかつた。そもそも、徳政とは民に恵みを施す政令のことで、鎌倉時代に於て既に徳政は行はれた（永仁五年）故にその當時の徳政は法律の力を以て債務の全部又は一部を免じたので、金貸又は質屋等の債權は徳政を以て抹殺されたので債權をもつものは酷い目に遭つた。然し、此の鎌倉時代の徳政の及ぶ範囲は武士階級に止まつたので一般民衆の債務破棄までには至らないで、單に貧しい武家を救濟するの意味に外ならない。然るに室町時代の徳政は之に反し幕府が能動的に行なつたのではなく、下剋上の勢ひに押されて仕方なく徳政を容認したのである。

日を経るにつれ下剋上の勢ひは益々募り暴民は何處までも直接行動と不法の手段をもつて、財貨を掠めやうと、又々、文明四年から頻々として蜂起し、山城を中心に近畿一圓と其の他の地方で暴動が起きた。之が重なる一二の騒ぎを述ぶると次の如くである。

文明拾二年九月暴民は大擧して義政將軍の夫人富子が私利を營むために京都の要所に七ヶ處の關稅所を設けて在つたが暴民は此の七ヶ所の關所を悉く燒拂ひ財貨を掠奪した。

文明拾八年八月にて京都並に奈良地方に一揆が起り被害は夥しかつた。かくの如く室町時代は義教及び義政の二代に涉り一揆騒ぎが繰返へされたが、文明年間の一揆は貧しき土民と浪人ものに浮浪者の三つが聯合して騒ぎを起したもので、義政將軍の治世の間に一揆は拾三回も起り、幕府は其の都度一揆の群から強請され震懼しては徳政の沙汰を下したもので威力のないこと驚くべきである。故に暴民は徳政に籍口して債務の破棄にかゝり貸したものは貸主の損、借りたものは借主の得となり、其れから掠奪品を分けるのに符牒を用いたほどで、即ち「錢湯」と云ふ符牒は掠奪品全部を我物とするのと「止湯」とは全部を首魁者に納めること「合沫」とは取つたものを仲間等で分けることで、かうした亂暴な振舞を行つたので被害も夥しく、畢竟するに下剋上の勢ひは江河の決するが如く滔々として流れ、一般の思想も變化し搗て、加へて政治の上には積弊が漲り、綱紀紊亂せると度々の飢饉に襲はれ「看聞日記」に據れば「諸國貧人上落して乞食充滿し餓死者の數を不知」云々の記事を觀るも當時庶民の酷く窮乏に窘むもの多く、延ひては極端なる社會相を現はし徳政と云ふが如き一種の破壊的主義が實行されたのである。

足利氏は尊氏より義昭まで拾五代二百三拾五年の間は本邦史上稀れに見る亂世にして殆ど寧日なく物情騷然たる時、寛正の大飢饉に遭つたので、餓死行倒れの續出と盜賊の横行に疫病の流行があり亦、乞食、浮浪の徒も多く、大乗院寺社雜事に記に據れば「京中人民餓死の輩毎日五百人或は三百人或は五六百人乎、惣而其の數を知らず、略、彼の死人は悉く四條五條の橋下に之を埋む。一穴に千人又は二千人」云々、尙ほ經覺私要鈔には「京都乞食町々に死去するもの其の數を知らず、略、嗚呼如何なる年哉」亦、井上友一氏著救濟制度要義には「當時變災荐りに臻り士民困頓京中の老幼相枕して斃れ寛正二年の疫には暮月の間死するもの無慮八萬人、五條橋下に於て死屍を聚め塚を築くこと其の數千二百餘に及べり」云々。

かうした非常時でも義政將軍は尙ほ驕奢に耽り宴樂を事とし、亦不急の土木を興して止らないと云ふ傍若無人の有様であるから幕府としては何等の賑恤救濟を行はない。たゞ、寛正元年三月二拾九日に義政は建仁寺に命じて行旅死亡者だの餓死者のために施餓鬼の法營を營むのみであつた。

斯る悲惨の状態を見るに忍びないと救済に従事仕出したのが有數の寺院である。組織的ではなく個々任意の行動ではあつたが、先づ第一に飢饉に泣く者を救助し、其れから乞食浮浪の輩らを救済し、更に棄兒を集めて養育に努め、病者には醫藥を施し死せる者を弔ふのである。茲に佛門の人で願阿と云ふ和尚が當時萬事を抛つて貧窮民の救助に當つた有様を見ると、此の和尚は京都長法寺の南に拾數棟の假舎を建て、住むに家なき無宿者だの飢に悩む貧しきもの、又は病人等を收容したのである。記録によれば寛正元年二月拾三日の一日だけに假舎で死むだものは九拾七人に上つてゐる。

斯の如き非常時に救済に當る其の事業の主體は何れも寺院であつて、幕府はいさゝかでも之に關係がない。

### 三 安土桃山時代の浮浪者と其の施設

室町時代の末葉に至つては群雄割據して互に覇を争ふので所謂戰國時代の現はれとなる。斯る混亂の雰圍氣から織田信長の雄姿が浮び出て彼れは次第に勢力を伸して將さに國內を統一しやうとしたのに、不圖、本能寺に瘞られたのである。次に佩起したのは豊臣秀吉にして彼れは機運に乗じて羽翼を張り、遂に國內を統一して政權を掌握した。而して此の織田豊臣二氏の時代は二拾八年の短かい歲月であつた。此の歲月の間に信長は著々として經綸を現はそうとしたが、其の政治的生命は八年に過ぎないから所期を徹底するに至らずして倒れた。故に民衆に對する救濟事業の如きも其れを實現せず終つた。

秀吉はその政治的理想としては平和を保障し産業を勵ませ富力の増進と人生快樂の享受を求めやうとした。故に室町時代から混亂した社會の秩序を正しくして民衆の安堵を圖り、亦、平安時代からの莊園制度を廢止して、郡村組織に改め自治の制度を布き、武士の階級には五人組を設け、町人の間には拾人組を構へさせ連帶責任の許に自治の生活を營ませた。

斯の如くに民衆生活の上に善處する所がある。然し民政の經綸に心血を盡く追がないので救済事業としては天正拾四年に僧全宗を施樂院使に補し該院を復興し、又は河川の修理を爲して失業者を救済したが、豊臣氏の倒れた後徳川氏が集權的封權制度を確立し得たのは秀吉が其の基礎を固めて置いた所以であらう。

#### 第四節 近世時代と浮浪者

##### 一 徳川時代の階級制度

徳川幕府の治世二百六拾餘年の間に於ける社會と民衆生活の動きは如何なる有様であり、亦、その當時の被支配階級の中で實際生活の態様が低いものと、其れよりも一層と低い浮浪の群れの状態などを之より説かう。其れには先づ以て其の當時の嚴しい階級制度と浪人問題を説き斯くして浪人と浮浪者の關係を述べ、第二には浮浪者と賤民階級の關係に及び、第三は浮浪者を生む政治的原因並に浮浪者に對する救護施設等を記述することにす。

何時の時代でも社會階級の存在することは勿論であるが、上古時代に於ける階級は之を大分類すると、良民と賤民の二階級であつて更にその賤民の中に幾つかの類ひがあつた。然るに平安時代の末期になると、戦亂の反動から殆んど影を沒したものがあつた。歲月を累ねて室町時代に及ぶと彼の下剋上の勢ひに押されて社會階級は紊れ、従つて社會状態も混沌たるものであつたが、信長と秀吉の出づるに依つて統一の機運に向い。秀吉は先づ僧兵の跋扈を抑へるため法制を定め僧侶から武器を奪ひ、續いて刀狩と稱し百姓から刀劍類を取上げ、檢地を行つて此處に、武士、百姓、町人の階級を區別して社會階級を再現するに至つた。斯る秀吉のなせる制度の遺緒を承けて最も嚴格に社會階級制度を確立したのは徳川家康である。

此の徳川幕府時代に於て百姓町人侍等が若も零落して家もなく生業なくして浮浪の群に這入るものは如何なる階級に屬したであらう。いま、其れを説くには先づ當時の階級制度から述べねばならぬ。

##### (イ) 士 農 工 商 と 賤 民

徳川時代の社會階級を表はす語としては從來一般に士農工商の詞を用ひている。即ち、士は武士の階級を指し、農は百姓の階級であり、工は工匠を云ひ商は商人である。而して工と商の兩者は所謂町人の階級で、此等の士農工商を四民とも云ふ尚ほ此の四民の外にも階級の存在せるを見落してはならぬ。其れは武士と百姓町人の間に介在するものに、神官と僧侶の階級があり、尚ほ學者の階級もある。前者は寺社領を有し或る程度まで自治を許された特別の階級であり、後者は當時儒教的文化に依るのであるから一種特別の地位を占めてゐた。斯うして士農工商の外に特別の階級がある。處が、此等の階級以外に特殊の階級が存在してゐた。其れは血統的に因る先天的の賤民である××であり、亦、先天的に因るものと浮浪漂泊の揚句からその階級に落入る非人とである。

斯の如く其の當時の生活様式から階級を分つと、寧ろ(一)最高級(二)高級(三)中級(四)低級(五)最低級と以上の五つに分けるのが妥當である。而して最高級とは武士の中での最も地位高き將軍の如きそれであり、高級とは公卿と武士の階級で之に準ずるものが神官僧侶學者等である。此の高級の武士にも階級があつて、其の第一位が大名であり、第二位は直參と稱し將軍家に直屬する旗本と其れに準ずる家人である。第三位は諸大名に抱へられる所謂倍臣の武士であつて此等の武士は何れも租税を免ぜられて、治者階級のもので、此の武士は徳川時代に於ける社會組織の要素にして之が存在のためには被治者階級は何れも犠牲となるが如き關係にあつて、此れほど武士は特權をもつてゐたが、徳川氏の時代も創始期を経て後の世になると武士の中にも落伍者が現はれ、浪々として不生産的に世を渡り、然も一層と零落して住むに家なき浮浪の境涯に墮ち、社會階級としては最も低級の賤民の群に這入つたものさへある。

被治者階級の中で地位の高い者は農民であつて、當時の言葉で云へば百姓である。由來我邦では農業立國の國是に則りて農業は産業中の最も重要なもので、徳川時代になると農は立國の基として之を重く觀る。有司の詞に「金銀はいか程國澤山にても金を喰つては一日も送らるゝものにては御座なく候」と、斯の如く貴賤賤金の思想を一般は懷いてゐた。加之米

穀が國民一般の生活上に重要な資料であるのみでなく、國家の經濟は凡て米穀を以て切り盛をしたもので、即ち、武士に對する俸給の如きも米穀をもつて殆ど給與されたもので、米遣ひの經濟時代と云ふべきである。故に被治者階級の中で農民が上位に置かれたのも所以なきにあらざるのである。然るに時勢の流れは經濟關係の上に變動が起り、後には離村者が多くなり、延ひては百姓から墮落して浮浪の淵に沈むものに此の農民が尤も多かつた。之等の事情については後段に於て述べことにする農民に亞ぐ階級は工人であつた。工人は大工、鍛冶、機械、製陶、左官、石工その他一切の工匠に従事するもので此階級に屬するものは大體世襲的で、父祖代々同一の職業に就いたもので、工人、即ち、職人の間には同業組合さへ設け、各自の生活を保障するの途が立てられ、工人の中でも建築、繪畫、彫刻、刀鍛冶、等非凡の術をもつ者に限り特に武士の待遇を與へられてゐた。斯うした生活實狀であつたから、工人で生活に行詰り所謂浮世の奈落に墮ち込むものは比較的になかなかつた。

商人は被治者階級の中では低位に在つたもので、此の商人に對する幕府の觀點は彼等には武士の如く祖先に勳功はなく亦、彼等自身に手柄もなく、百姓の如く常に不斷の勞働を爲し、國家重要な資源である米穀を産するでもなく、尙ほ職人の如く技術的に生産するのでもなく、番に生産品の賣買をして算盤を弾いて利得によつて生活を營むものは、産業上そこまで重要なものではなく、従つて彼等からは租税を取らないで、其加金又は運上と稱し、變則的に税を課したもので要するに商業がかくの如くに卑められたのは、我國の商業道德が之らの日には低劣で、たゞ、利慾一點張りで利己に流れるので社會階級の上では低位に置かれたのであらう。然し、商人は階級は低くも富には制限がないので、他の被治者階級の農工だの又は治者階級の武士までが後世に至つては富裕の商人に頭使されて、その生活を辛うじて保つと云ふ主客顛倒たる奇現象を呈したのである。而して何れの階級に在つても生活には浮沈がある。然し、商業に従ふ彼等には若しも蹉跌のあつた場合でも、多少の資本があれば其の途で細くも生活が出来るので、此等も酷く「どん底」に沈み行くものは少なかつた。

#### (ロ) 賤民の種類

大寶元年(皇紀一三六一年)に發布されたる大寶律令戸令中に、良民と賤民との區別が明確に定められ、賤民を分つて陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢の五種とした。その後約五百年を経たる平安時代の末葉に至り、戰亂と社會組織の動搖から賤民の名は何時とはなく消へ去つたのである。然るに徳川時代となり士農工商たる俗に云ふ四民の階級が確立され之と同時に會ては自然消滅をした賤民の階級も復活した。此の復活せる賤民の中でハツ切りと其のとき現はれたのが××の類ひであつて、此の特殊の賤民は明治の初年代まで存在してゐて明治四年八月に解放された。然らば徳川時代は如何なる類ひのものを指して賤民と認めたもの乎。其れは(一)××(二)非人の二種である。そうして××は血統に因る先天的の賤民で絶対に四民の階級に向上することが出来ない。亦、士農工商たる四民は絶対に××となることが出来ないのである。

(二)の非人の中には乞食も含まれてゐるが、非人は先天的のものと、自墮落からその群に這入るものと、尙ほ公けの制裁から已むなく非人階級に落されるものと、斯うして非人の素性は三つに分れてゐた。其處で先天的のものは勿論親代々からの非人であり、自から其の社會に墮るものは貧困その他の暗い事情に絡まれて詮方なく、四民階級から入り落ち非人となるのである。其れから公けの制裁から非人に落される者は不倫の情交、即ち、姉妹、伯叔母、姪などの近親と私通せるもの、或は情死未遂者と、尙ほ犯罪關係では取退無盡の札賣、拾五歳未満の無宿盜人等、此等は何れも其の筋から非人頭に引渡して配下の非人となすのである。而して非人には(イ)有籍のもの(ロ)無籍のもの。かくも二通りに分れてゐる。有籍とは俗に抱へ非人又は門廻りと唱へ、非人頭に從屬して其の支配の下に生活を營むもので居所も定まり其の住ひを俗に江戸小屋若くはお小屋と謂ひ、非人頭の備へた非人簿に登録し生活を保障される者であり、無籍と云ふのは俗に之を「寄非人、野非人、無宿」と唱へ非登録であるから無籍と云つたのである。此の無籍の中で無宿の如きは浮浪に流れる者で野宿で夜を徹し晝間は其處彼處と彷徨よい乞食をなすなど、新らしい言葉で云へば「オカン」をするルンペンである。扱て、前段に於て説けるが如く賤民の中でも「××」は血統的のもので如何なる事情があつても絶対に其の身分を脱す

ることは出来ないが、非人(乞食を含む)は其の素性と手續によつては容易に身分を脱し得るのである。其れは非人に(一)世襲的の者(二)一時的の者、かくの如く二つの類に分けてある彼の四民階級から非人に墮落した者は其の後拾年以内の者に限り、親族の保證があれば非人乞食の群から脱け出し舊の身分に復することが出来る。然し拾年を超へた者又は世襲的のものは特別に官命がなければ容易に身分を脱することが出来ないで敢果ない終りを告げねばならぬ。

亦 非人に準ずる者がある其れは四民階級の者が落魄して乞食になる者で、即ち浪人であるとか、鰥寡孤獨の者だの或は行旅病人などが窮困の結果遂に袖乞をなすに至つた所謂無告の窮民を指すのである。而して斯る事情から乞食となる者で、二代若くは三代以上繼續して尚ほ乞食の境遇を脱しない者は賤民階級に落して終つたが。此等は非人頭に從屬して有籍者として非人の群れに這入るのである。

#### (ハ) 賤民と自治制度

江戸府内の賤民で「 $\times\times$ 」の住へる場所は淺草の一區劃である。此處を俗に園内と云ひ賤民總取締の彈左衛門も此の園内に堂々たる邸宅を構へ、そうして此の園内は勿論地方の部落をも支配したのである。園内と地方の部落を合せて差配場と唱へたが、淺草の園内には部下の手代書記及び平の者を合せ二百三拾二戸(寛政拾二年八月現在)のものが住まつてゐた。亦、差配場の範圍は關八州、甲斐、駿河、伊豆、參遠の一部、陸奥等の諸國に涉り此の差配場には $\times\times$ の行事役を勤める長吏を置いたが、差配場に於ける $\times\times$ の總戸數は七千七百二拾戸に上り、尚ほ外に猿飼四拾六戸があり此等の差配場に關するは訴訟は勿論のこと、差配場以外の地に在る賤民が江戸に出訴した場合には重なる事件は幕府で處斷せるも、他の訴訟は悉く彈左衛門が裁斷するので邸内に牢獄を設けてあつた。彼れは斯の如き權力をもつので、邸宅は宏大にして、恰も萬石以上の武家と同様な構へで威權を張つてゐた。要するに幕府の法制は直接に $\times\times$ 非人の如き賤民に對し行政を施さず何處までも彼等の自治に任かせたのである。

非人は全國に分散して $\times\times$ と同様に一般から隔離せる場所に部落をつくつてゐたが、江戸府内では抱へ非人と寄非人は混同せず各別に部落をなしてゐた。即ち、抱非人又の呼び名を門廻りと云ふ有籍者は淺草田雨の界限と、神田橋本町、下谷山崎町(現今の萬年町)日本橋の松島町芝では新網と新錢座町。四谷鮫ヶ橋、早稻田々甫、目白臺の胸突坂、小石川護國寺裏、同久堅町、その他に大小の環境をつくり、其の住居を江戸小屋と唱へ家屋の構造には制限があつて、普通の民家とは建前が異なつてゐた。寄非人又は野非人或は無宿等は制度の上では當時の救濟施設としての非人小屋又は「溜り」に收容されべきもので、従つて彼等の雨露を凌ぐ建物を市人はお救ひ小屋と謂ひ其の小屋の設けてあつた場所は、日本橋中橋本所小梅と柳原町、代々木等で溜りは淺草千束町と、南品川の二ヶ所に在つた。而して非人には四人の頭があつて、善七と云ふ非人頭は淺草に在つて幕府の設けた「淺草溜り」を護り、新橋以北千住大橋以南を管し、松右衛門は南品川に在つて品川溜りを護り新橋以南六郷川以北を管し、善三郎は善七の配下に屬して本所深川を支配し、久兵衛は松右衛門の配下に隸して代々木に住み四谷以西の山の手を管し、かうして四人の非人頭を以て府内を分掌して何れも、かく繩張りを定め此の四人の元締は即ち賤民總取締の彈左衛門であつたが、非人頭の中で最も勢力のあつたのは淺草溜を護る善七にして其の格式を保つ上から善七の邸宅の如き旗本三千石以上の屋敷と同様であつた。處で、非人頭の所得は配下の非人から田税を徴し尚ほ小屋代を收め更に門廻りとして許された日勸進から刎錢を取るので夥しい所得に上つたそうである。

以上の如く賤民總取締彈左衛門の下に非人を支配する四人の頭目があつた。然るに江戸時代の中葉を過ると、物貰ひが次第に多くなつたので、明和二年になると幕府の許可を得ずして一人の乞食頭が現はれた、其れは山本仁太夫と云ひ綽名を「乞胸」と呼ぶ浪人である。彼れは善七の繩張り内である。下谷山崎町(萬年町)に住居を構へ其處へ數百人を收容し得る長屋を作り、無宿の浮浪者だの乞食を豹集めて住はせ自から頭目となつて此等を支配して、屋根代として一人から一日二拾文宛を收め善七と對立して方に其れを凌駕しやうとしたが、二代目仁太夫となつては善七から漸次壓迫され、加之ならず天保拾四年に至ると幕府から居を淺草三拾三間堂前(松葉町)に移轉を命ぜられたので、遂に其の配下の乞食を擧げて善七に譲り、自からは府外に退居し、年二回編笠代と稱し善七から金錢の贈與を受けたので、爾來、乞食の徒もまた



全部非人頭の管掌に属することになった。

(二) 種類に依る賤民の數

江戸時代に於ける府内の賤民中に非人はどの位ひの數に上つてゐたか之を調べると、天明六年九月八日（皇紀二四四六年）徳川家治將軍薨去せるので、幕府では賑恤を行ひ同年拾月拾六日谷中感應寺裏門通りで、非人に米三百俵を施與したのである。此の施行に際し賤民總取締り彈左衛門より（拾月五日）豫め非人の數を町奉行に届出てゐるが其の人數は次の如くである

御當地非人高書上	(原文の儘)
抱非人高二千六百九拾一人	淺草非人頭 車 善 七
同 七百三拾九人	品川非人頭 松 右 衛 門
同 二百五拾五人	深川非人頭 善 三 郎
同 百 人	代々木非人頭 久 兵 衛
都合 三千七百八百五人	
右之通り相違無御座候	以上
午 拾月五日	

淺草 彈左衛門

更に拾月拾六日感應寺裏門通りにて非人に白米を施與せる後に於て、町奉行曲淵甲斐守より、被施與者の人數を幕府へ報告せるが、其の報告書に依れば當日集りたる人數は次の如くである。

御 届

御施米被下候人數之儀申上候

覺

御施米參百俵

非人數壹萬七百六拾一人

内譯 三千七百八拾五人

淺草 淵左衛門 善七 松右衛門 善三郎 久兵衛 配下のもの

六千九百七拾五人 當日寄非人

右昨拾六日御施行之人數書面之通御座候

午拾月拾七日

曲淵 甲斐守

以上の報告書に依つて觀るに彈左衛門の配下四名の非人頭に從屬せる抱非人は三千七百八拾五人にして此等のものは江戸小屋に住へる有籍者であつて、前記彈右衛門より町奉行へ届出てたる人數も同じである。然るに此の白米施與の行はれた後に町奉行から幕府へ届けた數の中に寄非人六千九百七拾五人を載せてある。之は彼の抱非人とは違ひ無籍の非人で、前に説けるが如く非人頭に從屬せざる「モグリ」のもので、此の中には野宿者も加はり何時も浮浪の淵に漂ふものが施米の行はれるのを聞知つて當日其處へ群り寄つたもので、要するに天明の頃には江戸府内に壹萬七百人餘りの非人と乞食などがゐたのである

然るに此の天明六年から六拾餘年を経たる嘉永年間になると、抱非人の數が多くなり四人の非人頭に屬する配下の非人だけで五千九百五拾餘人に上り（寄非人又は無宿野非人等を除く）彼の天明六年の數に較べると二千二百人ほど増加してゐる。

要するに國內の人口は年々と増加するのに産業は同比例で伸びない。故に士農工商を通して經濟的生活に窮迫する者が多くなり、斯る生活事情に迫る者の中には都會に出て、職業を求めやうと江戸に集中する。處が、目論見通りに稼ぎの途

に就けない哀れなもの、或は都會の華やかな生活に眩惑して身を持崩すもの、かうした落伍者の中には生きるために二つの途の其の何れかの途を辿るやうになる。其の一つの途は乞食となるのであり、更に一つの途は邪徑の犯罪者となるのである。斯る行詰り者が多くなればそれだけ非人の數は増すのである。

亦、尙ほ一つ非人の多くなる事由は犯罪者で、所拂、追放、等の刑に處せられると身を隠すには、治外法權と看做されてゐる賤民部落に潜り込めば安全である。かうした落伍者が多くなると非人だの浮浪人若くは乞食等が増加するのも自明の理で、従つて江戸時代も末葉に近くなるほど非人の數が多くなつたのであらう。

#### (ホ) 賤民の職業

徳川時代に及むで階級制度は厳しく確立されたので賤民の如きは不自由民を以て處遇され實に敢果ないものであつた。然し、幕府は彼等に對し自治を認めて生活を規律せしめ團體生活の圓滑を圖らしめたので、職業は凡て專業に従事させ彼等以外の階級に在るものは其れを冒すことが出来ない。斯の如く賤民は職業を獨占すべく保護を與へられてゐた。

(一)  $\times \times$ の職業には公私の別があり何れも $\times \times$ 以外の者には其れに従事することを禁止した。それは、處刑執行の場合に斬罪を除き、其の他の處刑執行に當らせた。即ち、警察、監獄等の雜務に使役しものであつても殆んど同様の公務に就かせた。

(ロ) 私の職業 皮剥、太鼓張、鼓、三味線拵へ皮細工、竹細工、履物類を製造販賣し尙ほ雪駄直しなど此等が主なる專業である。

(ハ) 專賣の特權 江戸在住の $\times \times$ に限り一手に燈心を買占め之を專賣するの特權を與へられた。昔は何處の家庭でも夜間必須的の燈火は行燈を用ゐたのである。此の行燈に用ゐる燈心は生産者と消費者の間に $\times \times$ が立ち仲買を營みそうして一般消費者に供給された。

前に説けるが如く非人には、抱非人と寄非人との區別があつて、寄非人は又の名稱を野非人だの無宿とも云ひ此内には家のない浮浪の無宿者も加はつてゐる。處で、抱非人だけは $\times \times$ と同様に公私の職業をもち、尙ほ所得行爲として「日勸進」と云ふ物貰ひを特許されてゐた。

#### 抱非人の職業と所得行爲

(イ) 公の職業  $\times \times$ の下働として囚人を舂に乗せて牢屋から奉行所又は刑場に擔ひ行くとか、處刑者の晒場に出て番人となつたり、その他囚人の警護に従事するのである。

(ロ) 特許の職業 江戸府内を毎日一軒につき一文宛を貰ひ歩く業で、文政以後町奉行から非人頭に許可されたもので、之は非人頭に從屬しない彼の寄非人だの無宿又は野人等では出来ないものである。

(ハ) 私の職業 下駄の齒入と女太夫の二種である。彼の $\times \times$ は雪駄直しが獨占的の業であるが下駄の齒入は非人に特許されてゐた。故に兩者互に冒すことは出来ない。然し、江戸時代も末葉になると此の掟も紊れて誰れでも勝手に齒入の業が營まれた。

女太夫は烏追ひとも唱へ抱非人の妻女等が笠を被り、美々しく紅粉を装ひ日和下駄を履いて三味線を弾き、市店門戸に據つて錢を乞ふのである。此れは抱非人の婦女に限り許された物貰ひである。

以上は非人の中の抱非人に就ての職業を公私に分けて説いたのである。而して爰に注目すべき事柄は非人は一切の商行爲を禁止されたことで一部の者は工業に屬する下駄の齒入を許されても、他の多くは生産の關係はなく何處までも物貰ひ渡世で生活せねばならない。

#### 乞食の所得行爲

江戸府内に於て乞食をなすには非人頭の配下となり、其の頭の設くる小屋に住ひ鑑札料として二百文を納め、その他田税と云つて一文小屋代二拾文乃至二拾五文宛は毎日に頭に拂はねばならぬ。斯の如く非人頭の配下に在るものは賤民と看

做すべきものである。

處で、乞食は拾人が拾人まで賤民ではなく乞食の中には其の身分が士農工商いづれにか屬してゐる者がある。其れは四民にして生活に行詰つた窮民は生きんがために詮方なく、一時的の乞食になる者がある。斯る事情に因るものが若も二代又は三代に亘り継続的に乞食をなせば己むなく非人と看做して賤民階級に落ちて終ふ故に乞食に墮落しても其の者と子孫位ひの代までは絶對的の賤民ではなく四民の地位は未だ失はないのである。然し、一度び乞食に墮落すると非人と同様に商工その何れにも従事することは一切禁止され、物貰ひに依るより外に仕方がない。茲に物貰ひを爲す即ち所得行爲別を見ると次の如くである。

太神樂 わいわい天王、ちほくれ坊主、半田行人、辻放下、仕形能、淨瑠璃語、西國順禮、葛西踊、辻勸進。節季候、一人相撲、乞食芝居、まかしま、金比羅詣、袖乞、鹿島の事觸、願人坊主、考へ物、住吉踊、からくり、首掛芝居、講釋六拾六部、物語り、鳥追、掃除、河童、大黒舞、千ヶ寺詣、普光寺詣、泡濟念佛、虛無僧、庚申待、御祈禱、御日和、綾取、猿若、説教、物真似、砂書、親孝行、古札納め伊勢詣寒垢離。

如述の賤民と其の職業を觀るに(一)××は公の職業以外には種類を限つて商工業に従事したのであり(二)非人は公の職業以外には特許に依る下駄の齒入を爲し此の他には日勸進と女大夫等の是又特許に依る物貰ひを爲すのであり(三)乞食は藝術に依り金錢の恵みを受くるもの言ひ換へれば下等遊藝人として錢を乞ふものと、神佛に因むで物貰ひを爲すもの或は袖乞と稱する輩らは門附けではなく往來の人に恵みを乞ふもの等々、乞食は何れも絶對的に物貰を以て世を渡るものである。

## 二 浪人と農民の浮浪化

(イ) 浪人の浮浪化

家康から秀忠を経て家光將軍の時代に入ると江戸に集中する浪人が多くなつた。之は幕府に於て中央集權の基礎を鞏固にするため、諸大名殊に外様大名に對し峻嚴なる高壓政策を以て臨み、些末の理由の下に家名を斷絶したり、或は嗣子な

き家を絶ち或ものに對しては滅縁を取つたので、失業武士が多く現はれたが、斯る失業武士も優秀の人物であれば仕官の途にも就けたが、凡庸の徒は勢ひ時代から飾ひ落されるので、此等の中には江戸に集まり、不生産的の生活で日を過すものがある。幕府は此等の浪人を如何にして處置するかは重大なる社會問題であつた。而して家綱將軍時代になると峻嚴なる取締を勵行して、殆ど彼等は身を容る餘地なきまで掃蕩に懸つたので、多くの浪人は頓に衣食住の途に行詰つた。かうした幕府の壓迫的政策は遂に慶安四年七月に至り由井正雪が主謀者となり、多數の浪人が徒黨を組むで謀反を起したのである。其の後には承應元年九月拾三日浪人別木庄左衛門の一黨が、老中暗殺を企てたり若くは平和を攪亂しやうとするものが現はれたり、亦、或者は盜賊に化するもの無頼の徒に墮落するもの、或は身體維れ谷まつて武士として世に立つを斷念して「どん底」に陥る者などが續出するので幕府は承應元年拾二月に布告を發して「今後府内に散在する處士を檢査するに就ては恐懼する者もあらう。然し其れは處士を罰するためではない。亦、追拂ふためでもない。地を貸す地主も思ふまゝに地を貸與して差支へない。たゞ、寺社は寺社奉行に、市中は町奉行に、近郊は代官に届出てその由を簿書に記入させることにせよ」と茲に浪人に對し緩和策を執る様になつたが、如何にしやうと生活に行詰る浪人が次第に多くなり遂には零落した果ては物乞になる者さへあり、彼の明和二年に山本仁太夫の如き乞食の頭となる者が現はれたので、浪人中にはその配下となり、乞食の群に這入つたり無宿となつて流離の身空らとなるもの、或は不良の手段で生活するもの、等々にして、何れにするも天下泰平の裡に生活する一般市民の脅威となつたので幕府當局の注意の的となつたのも所以なきにあらずである。殊にその中で當局から浮浪人として取締られたものは天保年間に出た布令に依れば左の如きものであつた。天保拾四年七月 浮浪者ノ堤警方布告

頃歲諸國所在浮浪ノ黨ヲ結テ横行シ長ト稱シ師ト號シ、其ノ區畫ヲ分定シ、互ニ尊管ノ地ト稱シ、農家ニ至リ補助金ヲ請求シ若シ之ニ少數ノ錢貨ヲ授與セバ爲ニ或ハ罵詈訛或ハ欺宿ヲ強要シ、病ニ託シテ滞留シ或ハ險辭ヲ設ケテ金錢ヲ誣賴スルヲ聞ク不律モ亦甚シ、今後浮浪者ノ鄉村ニ至ル有ルモ、決シテ寓宿ヲ許サズ、又一錢ダモ佩刀者ニ授與セス、而シテ

彼レ暴行ヲナセバ、直チニ拘執シ若シ拘執スル能ハザル者ハ穢多非人ヲシテ逮捕セシメ、速カニ其代官領主地頭ノ公所ニ上告スベシ、其ノ浮浪者ノ黨與ヲ結合シ横行スルヲ見地スルカ、或ハ郷村ニ闖入スルモ之ヲ逮捕スル能ハス、且ツ、穢多非人無キ地方ハ其横行ノ前路ヲ査討シテ上告スベシ(徳川理財會要)

即ち都鄙の別なく到る處に於て良民を脅したもので、取締には苦心したらしい。

次に幕末に及むで諸國浪士の入府するもの多く、之は按ずるに政治的意味を帯びたもので勤王佐幕の運動から江戸に集るものが多いので。其處で幕府は元治元年には武州岩淵、澁谷道玄坂、下總下嵐その他に關門を設けて嚴重な取締を行ひ、亦、浪士にして市中に留宿する者には確實なる保證人を立つべき事を命じ、不正曖昧の者は留宿を許さず原籍、親族等の采地米まで調査したのである。

次に前段に於ても説けるが如く、所謂無宿非人乞食の類ひは江戸市街の賑盛となるにつれ、次第に數を増してきた。そうして斯る落伍者の中には一集團をなして、重立てる者を長に頂き、市店門戸に立寄り又は往來の人々から恵みの金品を貰つたり、町内の掃除をなして、概ね穩靜に乞食生活で日を過すのである。然し、次第にその數の増加すると共に取締も緩くなり彼等の團結も崩れ出すと路傍に立ち坊をしたり、店肆の前に駢立して金品を強請したり、河岸や場末の到る處に假小屋を建て、その間に無頼の徒も混り賭博を爲すもの盜みを働くものが多くなつたので、幕府も棄て、は措けない。其處で寛文年間に左の町觸れを出した。

近頃無宿「ものもらひ」共連立ち町々を徘徊いたし、見せ先に立ちならび物を乞ひ遣し方不足を申、押もらひいたし又は食物を乞候者あたへざる内は立去り不申、彼是不埒之趣相聞へ候、以來右體之者有之候はゞ月番の奉行所に引連れ罷出候共又は奉行所に訴出捕方相願候共勝手次第宜様に可致候、尤も召捕又は訴出候共後日あだ不致様にいたし可遣候云々

亦 浮浪者に準ずる、乞食僧、願人坊主、修験者、遊蕩人等に對する取締にも種々の布令を出してゐる。その一二を例記

すれば天保拾三年には市街に寓居する僧侶祠官等に對する規則は左の如し。

(前略) 市街ニ於テ諸僧侶ノ法議ヲ講説スルヲ廢止スベシ

市街ニ於テ念佛講題目講ト稱シ僧侶及ビ信者ノ集會スルヲ廢止スベク又市街ニ於テ鐘太鼓ヲ鳴ラシ、念佛若クハ題目ヲ唱へ、衆多ヲ蒐集スルヲ停止ス。陰陽師 普化宗道心者及ビ尼僧行人願人神事舞太夫ハ、本寺或ハ師家ヨリ弟子タルノ證券ヲ領收シ、且ツ保證人ヲ立定セシメ而シテ背店ニ寓住セシムベキモ寺觀ヲ爲シ神體佛龕ヲ裝置セシムベカラズ

以下巨細なる規令の條則があるが、要するに佛道修行や布教を名として無頼の徒が神佛に籍口して生活の資料を得やうとする所謂賣僧輩だの似て非なる神主などを取締るのである。

是等を觀ても無頼の徒だの失業武士又は無宿と紙一葉の差別にすぎない放浪者などが種々と不逞の振舞をした事は推察に餘りあるのである。

(□) 百姓一揆と農民の都市集中に由る浮浪化

寶永六年に徳川家宣が將軍に任じてから家慶の治世に至るまで、約百三拾年間を史家は幕府の爛熟期と云ふ。此の期間に於ける社會問題としては(一)商人階級の中には平和の續く影響として富を累ねて金權を掌握するものがあり、故に治者階級の諸侯旗本等は富める商人から資給を仰ぎ、繼かに國用と生計を辨すると云ふ有様で、社會的にもまた經濟的にも勢力は隱然として商人階級に移つたこと(二)物價殊に米價暴騰のために起つた打毀(三)領主代官等の稅政に反抗して起る農民の一揆(四)土地兼併と棄捐令。即ち、武士の一部の者に限り借金帳消を爲し得る法令(五)天災と民衆運動の勃興(六)貧窮民の續出と浮浪者問題等その何れも主なる社會問題である。

而して以上問題の中で商人階級の金權掌握と土地兼併と棄捐令は庶民に餘り深い關係のない問題であるが、他は何れも民衆生活に直接關係を及ぼすもので、彼の窮民或は浮浪者の如き落伍者の輩出するものも、それらの問題に職由するのであ